

大田原市日常生活用具給付事業 用具の種目及び給付対象者一覧 別表第1(第3条及び第4条関係)

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の者 (2) 3歳以上の障害児で下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (3) 重度又は最重度の知的障害のある者 (4) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の者 (2) 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、下着交換等に家族等他人の介助を必要とするもの	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者であって、下着交換等に家族等他人の介助を必要とするもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす(障害児のみ)	3歳以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者	テーブルが付属するもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	(1) 学齢児以上の下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年

自立生活支援用具	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 常時介護を要する難病患者等	障害者が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 (手すり付きの便器にあっては5,400円)	8年
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害のある者若しくは難病患者等であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある者	T字状又は棒状のもので、障害者等が容易に使用できるもの	木製 2,200円 軽金属製 3,000円 (夜光材付(全面)は1,200円、夜光材付(一部)は410円、外装に白色又は黄色のラッカーを使用したものは260円をそれぞれ加算した額)	3年
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能に障害のある者であって、家庭内の移動等に介助を必要とする者 (2) 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次の各号に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等に資する用具。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	60,000円	8年

頭部保護帽	(1) 平衡機能、下肢又は体幹機能障害の障害のため不安定歩行等がある者 (2) 知的障害又は精神障害者1級の者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	(1) 主材料にプラスチックを含むもの 36,750円(レディメイドによるものは29,400円) (2) 主材料にプラスチックを含まないもの 15,200円(レディメイドによるものは12,160円)	3年
特殊便器	(1) 上肢障害2級以上の者 (2) 重度又は最重度の知的障害のある者であって、自ら排便後の処理をすることが困難なもの (3) 上肢機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出すことができるもの又は知的障害のある者の介護者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知又は避難が困難な障害者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外に警報ブザーで知らせることができるもの	15,500円	8年
自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700円	8年
電磁調理器	(1) 視覚障害2級以上の者 (2) 重度又は最重度の知的障害者のみからなる世帯又はこれに準ずる世帯に属する障害者等	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用できるもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	12,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する視覚障害2級以上の者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の者で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者又は同程度の身体障害のある者であって、必要と認められるもの (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者が容易に使用できるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	同上	同上	56,400円	5年
	電気式たん吸引器・ネブライザー一体型	同上	同上	80,000円	5年
	パルスオキシメーター	(1) 呼吸器若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害のある者であって、呼吸管理上用具が必要と認められるもの (2) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用できるもの	17,000円	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	9,000円	5年
	視覚障害者用体重計	同上	同上	18,000円	5年
	視覚障害者用血圧計	同上	同上	15,000円	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声又は発語に著しい障害のあるもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるもの	98,800円
情報通信支援用具		(1) 上肢機能障害又は言語、上肢複合障害2級以上の者 (2) 視覚障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)の者	かな、漢字、英数字による文章作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害者が容易に使用できるもの(プロテクター、プリンター等を付帯することができる。)	100,000円	5年
ワンセグラジオ		視覚障害2級以上の者又は視覚障害者のみの世帯若しくはそれに準ずる世帯	地上デジタル放送の音声受信が可能なもので視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000円	6年

点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害者	32マス18行両面書の標準型で真ちゅう版若しくはプラスチック製であるもの又は片面書の携帯型で32マス4行アルミニウム製若しくは32マス12行プラスチック製であるもの	10,400円	標準 7年 携帯型 5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者	視覚障害者が容易に使用できるもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	同上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの	視覚障害者用ポータブルレコーダー 85,000円(録音機能のないものは48,000円) 視覚障害者用テープレコーダー 23,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	同上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	226,000円	8年
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者(音声式時計については、手指の触覚障害により触読式時計の使用が困難な者に限る。)	視覚障害者が容易に使用できるもの	10,300円(音声式は13,300円)	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害のある者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年

	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	88,900円	6年
	人工喉頭	喉頭摘出等によって発声機能を失った者	顎下部等にあてた電動板を振動させ継続的に音源を口腔内に導き音声を発生するもの	5,000円 (気管カニューレは8,100円、電動式は70,100円)	5年
	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害のある者であって、本用具を共同で利用しようとするもの	編集機能、校正機能、日本点字表記法により入力した文章を自動的に点字に変換する機能並びに点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化する機能を有するもの	1,030,000円	—
	点字図書	情報の入手を主に点字によって得ている視覚障害者	点字により作成された図書	所長が別に定める。	—
	大活字図書	大活字により文字等を読むことが可能になる視覚障害のある者	大活字により作成された図書	年額 60,000円	
排泄管理支援用具	ストーマ装具等(洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品)	次に掲げる者 (1) ストーマ造設者 (2) 高度の排便機能障害者 (3) 高度の排尿機能障害者 (4) 脳原性運動機能障害があり、かつ意思表示が困難な者 (5) 治癒困難な腸ろうを有する者	障害者又は介護者等が容易に使用できるもの	消化器系 8,600円 尿路系 11,300円 (ストーマを複数造設している場合にあつては、当該ストーマの数を乗じて得た額)	—

紙おむつ	次に掲げる者 (1) 膀胱機能障害又は直腸機能障害がある者であつて、皮膚のただれや二分脊椎等の理由でストーマ装具の装着が困難なもの (2) 脳原性運動障害又は意思表示が困難な者であつて、2歳以上のもの (3) 高度の排便機能障害者 (4) 高度の排尿機能障害者 (5) 脊髄損傷等による排便障害者 (6) 脊髄損傷等による排尿障害者	同上	12,000円	—
収尿器	脊髄損傷等による排尿障害者	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの	5,000円	—
住宅改修 居室生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であつて、障害等級3級以上のもの (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—

備考 1 この表において「情報通信支援用具」とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ等周辺機器及びアプリケーションソフトをいう。

2 ストーマ装具等及び紙おむつの基準額については、1箇月分の額とする。

※自己負担上限額について 別表第2(第7条関係)

所得区分	支給対象障害者等世帯課税区分	負担上限月額	
生活保護	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	無料	
低所得層	当該年度分の市民税非課税世帯	無料	
中間所得層	当該年度分の市民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	33,000円未満	5,000円
		33,000円以上 235,000円未満	10,000円
一定所得以上		235,000円以上	20,000円